

香川県広域水道企業団 PR 動画制作及び広告業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

香川県広域水道企業団は、香川県内（直島町を除く）の水道事業を統合して平成 30 年 4 月に事業を開始し、安心・安全な水道を将来にわたり安定的に供給するための体制づくりを進めてきたところである。一方で、水道事業が企業団へと移行・運営されていることや、広域で暮らしの水を守っているという企業団の役割については、利用者の皆様へ十分に行き届いていない現状もある。

このため、本業務は、香川県内（直島町を除く）の利用者に対し、市町を超えて水道を守る「香川県広域水道企業団」の存在や取り組みを分かりやすく伝え、親近感と信頼感を高めるための「15 秒 PR 動画」を制作し、効果的に広報することを目的とする。

この要領は、当該 PR 動画の制作及び広告業務を民間事業者へ委託するに当たり、技術的能力等が特に優れた事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

香川県広域水道企業団 PR 動画制作及び広告業務

3 委託業務内容

仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 履行場所

香川県広域水道企業団及び受託者所在地

6 委託限度額

¥1,450,000—（消費税及び地方消費税の額を含む。）

7 応募資格

このプロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 30 年香川県広域水道企業団告示第 3 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

8 スケジュール

このプロポーザルに係るスケジュールは以下のとおりです。

プロポーザルの公表	令和8年9月28日（月）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和8年10月13日（火）※持参は午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和8年10月14日（水）
質問の期限	令和8年10月21日（水）午後5時まで
質問の回答	令和8年10月26日（月）（予定）
業務提案書等の提出期限	令和8年11月6日（金）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年11月中旬（予定）※詳細は別途通知する
選定結果通知	令和8年11月中旬（予定）
見積書提出	令和8年11月下旬（予定）
業務委託に係る契約締結	令和8年11月下旬（予定）

※ スケジュールは、企業団の都合により変更となる場合があります。

9 参加手続き

（1）参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「香川県広域水道企業団PR動画制作及び広告業務プロポーザル参加申込書」（様式第1号）に所定事項を記入の上、令和8年10月13日（火）までに下記に電子メール、持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）にて郵送してください。なお、参加書への社印等の押印は不要です。

なお、持参により提出する場合は、令和8年10月13日（火）午後5時までとします。

- 申込書提出先 〒760-8514 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 総務企画課

（2）参加資格の審査結果の通知

参加申込書の受付締切後、参加資格の審査を行い、プロポーザル参加申込書を提出した者全員に対し、令和8年10月14日（水）までに応募資格の確認結果について、書面発送及び電子メールにより通知します。

（3）提案方法

ア 提案書の作成要領

提案書の表紙には所定の表紙（様式第2号）を使用してください。提案書の作成にあたってはA4版用紙（A3版を折り込んでA4版にすることは可）を用い、15ページ以内（表紙及び目次は除く。）に目次及び頁番号をつけ、提出してください。使用言語は日本語とします。また会社名や会社名を特定できる表現（個人名、ロゴマーク等を含む。）は記載しないでください。提案書の構成は次のとおりとします。

① 企画提案書

当該委託業務の目的を達成するための方針や、企画及び創意工夫について、以下の項目を必ず含めて作成してください。

【動画制作に関する提案】

- ・制作方針：15秒で伝わる演出意図及びターゲット層へのアプローチ手法
- ・15秒絵コンテ：15秒間の画面展開、テロップ、イラスト・グラフィック等の活用案、ナレーション原稿が確認できるもの
- ・制作・素材調達方針：ストック素材やグラフィック等の活用計画

【広告媒体に関する提案】

- ・媒体選定理由・組み合わせ：必須であるケーブルテレビCM放映、Webディスプレイ広告に加え、その他提案する広告媒体の選定理由
- ・ターゲット設定・地域限定手法：香川県内（直島町を除く）の利用者へ確実に届けるための地域ターゲティングの具体的手法
- ・配信計画・目標：想定される再生回数、インプレッション数、配信スケジュール案など
- ・効果測定・報告体制：運用中の調整方法及び完了時の実績報告・分析方法

【業務履行体制】

当該業務の執行に当たり、効率性、完成度、成熟度等を確保するためのスタッフの配置や、業務分担、委託者との協議及び協議内容の伝達系統等の業務執行体制をどのように構築するか、フロー図等を用いて具体的に示してください。

② 業務見積書

別紙「業務見積書」（様式第3号）に所定事項を記入してください。

イ 提案書作成の注意事項

- ① 提案に当たっては、本業務の目的等を考慮し、香川県広域水道企業団 PR 動画制作及び広告業務仕様書の内容を満たしつつ、デザイン性・経済性に優れ、創意工夫を凝らした提案書の提出をお願いします。
- ② 提出のあて先は「香川県広域水道企業団企業長」とし、件名は「香川県広域水道企業団 PR 動画制作及び広告業務」としてください。
- ③ 見積額については、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額を、業務見積書（様式第3号）に記載してください。

ウ 提出の方法

- ① 提出を要する提案書等の部数は、次のとおりとします。

<提出部数>

書類の種類	部数	備考
・表紙（様式第2号） ・企画提案書（A4縦）	10部 ※企業名は入れないでください。	ホッチキス止めにより一つとすること。
・業務見積書（様式第3号）	1部	

② 提出期限

提案書は令和8年11月6日（金）午後5時までに上記9の（1）の提出先へ持参又は郵送により提出してください。（郵送により提出する場合は、簡易書留とし、提出期限までに必着とすること。）

10 質問

プロポーザルに関する質問については、参加資格を有するものに対し次のとおり受け付け、対応します。

(1) 要領

令和8年10月21日（水）まで電子メールで受け付けます。下記（2）の担当者まで電子メールでお送りください。

回答は、令和8年10月26日（月）午後5時まで随時回答します。（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に電子メールで回答します。）

(2) 質問先

香川県広域水道企業団総務企画課 E-mail : somukikaku_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp

(3) その他

提出期限までに到着しなかった質問に対する回答は行いません。なお、回答は、参加者全員に電子メールで回答します。

11 失格事由

提出された参加申込書及び提案書等が次のいずれかに該当する場合や、その他不正な行為があったときは失格とします。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が委託業務に係る費用の上限額を上回るとき。

12 審査・契約予定者決定方法

(1) 審査

企業団職員で構成する「香川県広域水道企業団 PR 動画制作及び広告業務委託選定委員会」を設置し、審査します。提案書及び提案書に基づくプレゼンテーション審査を行い、プロポーザルに参加した事業者（以下「参加者」という。）のうち、最高得点を獲得した参加者を本業務の受託予定者とします。ただし、最高得点であっても、合計点の6割に満たない場合は、受託候補者なしとします。なお、得点の最も高い参加者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定します。

プレゼンテーション審査の日程等は以下の通りです。

- ① 日程：令和8年11月中旬頃（日時、場所等は別途通知します。）
- ② 発表時間は、各提案者につき30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度）とする。
- ③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーションは、本業務に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

(2) 評価項目

項 目 (評 価 点)	
ア 企画提案内容 (75 点)	
コンセプト	・企業団が求める動画制作の目的を正しく理解し、企画に反映されているか。(5 点) ・制作意図が、視聴者に直感的に分かりやすく伝わる工夫がされているか。(5 点) ・ターゲット層 (幅広い利用者) の関心・共感を惹きつけるアプローチになっているか。(5 点)
動画制作	・「構成団体が集まって企業団になっている」ことが直感的に伝わる絵コンテ・演出構成か。(10 点) ・15 秒で目を引く構成や、無音 (消音) 再生時でも伝わるテロップ・デザイン案になっているか。(10 点) ・ストック素材やグラフィック効果等の活用案から、完成映像の高い品質 (見栄え) が期待できるか。(10 点)
広告計画	・CATV 放映、Web ディスプレイ広告及び提案された広告媒体の選定理由・組み合わせが適切か。(10 点) ・構成市町の住民へ効果的に届くターゲティングや費用対効果 (目標再生数等) となっているか。(10 点) ・運用中の効果測定や、業務完了時の実績報告・分析の計画が具体的か。(10 点)
イ 業務履行体制 (15 点)	
	・事業者側での素材調達やグラフィック活用など、一貫して業務を遂行できる体制が整っているか。(5 点) ・類似業務 (動画制作・広告等) の豊富な実績を有し、専門的なノウハウが期待できるか。(5 点) ・納品・広告までのスケジュール管理や連絡・協議体制が明確で、円滑な業務遂行が可能であるか。(5 点)
ウ 見積額 (10 点)	
	・金額が提案内容に対して適当であるか。(10 点) $(\text{委託限度額} - \text{見積価格}) / (\text{委託限度額} \times 0.1) \times 10 \quad \text{※少数第二位四捨五入}$
合 計 (100 点)	

(3) 得点の算出

① 評価項目ア「企画提案内容」及び評価項目イ「業務履行体制」

選考委員が評価項目ごとに評価基準に基づいた審査・採点を行い、その合計点を得点とします。
各評価項目について、次のとおり 5 段階評価で採点します。

評価	点数配分
a. 非常に優れている	評価点×1.0
b. 優れている	評価点×0.8
c. 普通	評価点×0.5
d. やや劣る	評価点×0.3
e. 劣る	評価点×0

② 評価項目ウ「見積額」

上記計算式により得点を算出します。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、各参加者宛てに書面により通知するとともに、電子メールでも結果をお伝えします。なお、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

13 契約予定者となる参加者との事前協議等

上記 12 において契約予定者に決定した参加者は、企業団と提案書をもとに契約締結のための仕様確認等を行い、改めて見積書を提出していただきます。この場合の見積額は、原則として提案書の見積額の範囲内とします。

14 決定の取消し

次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加又は受託予定者の決定を取り消します。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 7 の応募資格を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合

15 次順位者の繰り上げ

契約予定者に契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとします。ただし、評価項目の合計点の 6 割に満たない場合は、交渉の対象にはなりません。

16 契約

上記 13 による協議に基づき、契約書を作成し、業務委託契約を締結します。

契約締結日は、令和 8 年 11 月下旬頃を予定しており、業務の履行期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとします。

17 その他

- (1) プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (2) 企業団が配布する資料等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
また、提出された提案書は、返却しません。なお、提出された提案書は、選定に必要な範囲において、複製することがあります。
- (3) 提案書提出後の内容変更及び追加は認めません。
- (4) 提出された提案書は参加者の同意を得た場合を除き公表しません。